

<ショートステイセンター鶴舞苑Ⅱ 利用料金一覧表【1割負担】>

【介護老人福祉施設（短期入所生活介護）／日額】

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	サービスに係る負担金 ①	594円	663円	735円	804円	871円
	夜間職員配置加算（Ⅰ） ②	14円				
	看護体制加算（Ⅰ） ③	4円				
	看護体制加算（Ⅱ） ④	9円				
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ⑤	53円	59円	64円	71円	77円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）Ⅰ ⑥	19円				
	食費 ⑦	1,380円（朝400円 昼450円 夕530円） ●3 2段階390円 3段階650円				
	居住費（光熱水費） ⑧	840円 ●3 370円				
	基本料金合計（2・4人部屋） ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧	2,913円	2,988円	3,065円	3,141円	3,214円

【介護老人福祉施設（介護予防短期入所生活介護）／日額】

要介護度		要支援1	要支援2
基本料金	サービスに係る負担金 ①	445円	553円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ②	39円	48円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）Ⅰ ③	19円	
	食費 ④	1,380円 ●3 （朝400円 昼450円 夕530円）	
	居住費（光熱水費） ⑤	840円 ●3	
	基本料金合計（3・4人部屋） ①+②+③+④+⑤	2,723円	2,840円

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護における加算】

送迎加算	188円	片道
療養食加算	9円	医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合（1食につき）

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護における減算】

長期利用者に対する短期入所	△31円	長期間の利用者（自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者）に対して
---------------	------	--------------------------------------

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護共通その他の料金】

理美容代	実費	カット1800円等
材料代	実費	クラブ活動などの材料費 生花教室 700円等
日用品費	実費	ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨き粉等

- 1 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 2 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスに係る自己負担分は免除になります。
- 3 食費・居住費について介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
- 4 「社会福祉法人減免」の認定証をお持ちの方は利用料が減免になります。
- 5 「高額介護サービス費」の適用により、保険者より払い戻しがある場合があります。
- 6 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

H30.4.1 現在

ショートステイセンター鶴舞苑Ⅱ
〒850-0062 長崎市大谷町 418-1
TEL 095-862-8881 FAX 095-862-8882

<ショートステイセンター鶴舞苑Ⅱ 利用料金一覧表【2割負担】>

【介護老人福祉施設（短期入所生活介護）／日額】

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本料金	サービスに係る負担金	① 1,188円	1,326円	1,469円	1,607円	1,741円	
	夜間職員配置加算（Ⅰ）	②	27円				
	看護体制加算（Ⅰ）	③	8円				
	看護体制加算（Ⅱ）	④	17円				
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	⑤	106円	118円	128円	141円	153円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）Ⅰ	⑥	37円				
	食費	⑦	1,380円（朝400円 昼450円 夕530円）				
	居住費（光熱水費）	⑧	840円				
	基本料金合計（2・4人部屋） ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧		3,603円	3,753円	3,906円	4,057円	4,203円

【介護老人福祉施設（介護予防短期入所生活介護）／日額】

要介護度		要支援1	要支援2
基本料金	サービスに係る負担金	① 889円	1,105円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	② 78円	96円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）Ⅰ	③	37円
	食費	④	1,380円 （朝400円 昼450円 夕530円）
	居住費（光熱水費）	⑤	840円
	基本料金合計（3・4人部屋） ①+②+③+④+⑤		3,228円

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護における加算】

送迎加算	375円	片道
療養食加算	17円	医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合（1食につき）

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護における減算】

長期利用者に対する短期入所	△61円	長期間の利用者（自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者）に対して
---------------	------	--------------------------------------

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護共通その他の料金】

理美容代	実費	カット1800円等
材料代	実費	クラブ活動などの材料費 生花教室 700円等
日用品費	実費	ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨き粉等

- 1 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 2 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスに係る自己負担分は免除になります。
- 3 食費・居住費について介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
- 4 「社会福祉法人減免」の認定証をお持ちの方は利用料が減免になります。
- 5 「高額介護サービス費」の適用により、保険者より払い戻しがある場合があります。
- 6 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

H30.4.1 現在

ショートステイセンター鶴舞苑Ⅱ
〒850-0062 長崎市大谷町 418-1
TEL 095-862-8881 FAX 095-862-8882

<ショートステイセンター鶴舞苑Ⅱ 利用料金一覧表【3割負担】>

【介護老人福祉施設（短期入所生活介護）／日額】

基本料金	要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	サービスに係る負担金	①	1,782円	1,989円	2,203円	2,411円	2,612円
	夜間職員配置加算（Ⅰ）	②	40円				
	看護体制加算（Ⅰ）	③	12円				
	看護体制加算（Ⅱ）	④	25円				
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	⑤	159円	177円	192円	211円	229円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）Ⅰ	⑥	55円				
	食費	⑦	1,380円（朝400円 昼450円 夕530円）				
	居住費（光熱水費）	⑧	840円				
	基本料金合計（2・4人部屋） ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧		4,293円	4,518円	4,747円	4,974円	5,193円

【介護老人福祉施設（介護予防短期入所生活介護）／日額】

基本料金	要介護度		要支援1	要支援2
	サービスに係る負担金	①	1,334円	1,657円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	②	116円	144円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）Ⅰ	③	55円	
	食費	④	1,380円 （朝400円 昼450円 夕530円）	
	居住費（光熱水費）	⑤	840円	
基本料金合計（3・4人部屋） ①+②+③+④+⑤		3,725円	4,076円	

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護における加算】

送迎加算	562円	片道
療養食加算	25円	医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護における減算】

長期利用者に対する短期入所	△92円	長期間の利用者（自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者）に対して
---------------	------	--------------------------------------

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護共通その他の料金】

理美容代	実費	カット1800円等
材料代	実費	クラブ活動などの材料費 生花教室 700円等
日用品費	実費	ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨き粉等

- 1 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 2 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスに係る自己負担分は免除になります。
- 3 食費・居住費について介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
- 4 「社会福祉法人減免」の認定証をお持ちの方は利用料が減免になります。
- 5 「高額介護サービス費」の適用により、保険者より払い戻しがある場合があります。
- 6 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

H30.8.1 現在

ショートステイセンター鶴舞苑Ⅱ
〒850-0062 長崎市大谷町 418-1
TEL 095-862-8881 FAX 095-862-8882

「国が定める利用者負担限度額段階（１段階～４段階）」

に該当する利用者等の負担額

- 利用者の負担は、所得などの状況から第１～第４段階に分けられ、国が定める第１～３段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第１～第３段階の認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理の方)が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人福祉施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第４段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。）
- 利用者負担第１～第３段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第１～第３段階にある次のような方です。

利用者負担第１段階	生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
利用者負担第２段階	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が８０万円以下の方
利用者負担第３段階	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第２段階以外の方（課税年金収入額が８０万円を超えて、非課税世帯の方）
利用者負担第４段階	上記以外の方

- 利用者負担第４段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料を負担すると、自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用負担第３段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でお尋ねください。

負担額一覧表（１日当たりの利用料）

	食費	居住費又は滞在費
利用者負担第１段階	３００円	０円
利用者負担第２段階	３９０円	３７０円
利用者負担第３段階	６５０円	３７０円
利用者負担第４段階	１３８０円	８４０円